明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産四六）　一

〔告　示〕
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　一
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二六三～二六五）　二
○重要文化財（建造物）を管理すべき団体を指定する件（文化庁四一）　五
○重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件（同四二）　五
○重要送電設備等の指定に関する規程第三条第五項の規定に基づき重要送電設備等を指定する件（経済産業一七四）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通八五五～八五八）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八五九）　五
○海上における試験を実施する件（防衛一五六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三三〇）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局八三）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一四五）　六
○道路に関する件（中国地方整備局一五三）　六

〔人事異動〕
法務省　七

〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（東北地方交通審議会、中部同）　七
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　八

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、割賦販売法施行令第十二条第一項の規定に基づく配当表の公示、公示送達関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　八
会社その他　九

省　令

○農林水産省令第四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第百二十号を第百二十一号とし、第五十八号から第百十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の一号を加える。

五十八　ゾニサミド

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁総務省告示第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁・総務省告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日

金融庁長官　細溝　清史

総務大臣　新藤　義孝

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号中「沖縄県島尻郡座間味村」を「沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村」に改め、同号を第十二号とする。

附　則

1　この告示は、平成二十六年八月二十九日から施行する。

2　この告示による改正前の平成十九年金融庁・総務省告示第一号第二号に掲げる区域については、平成二十七年三月二日までの間に限り、なお従前の例による。